

議案第 2 2 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の40の項中「、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ若しくは第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」に改め、同表41の項中「、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の7の2に規定する連結法人の連結親法人事業年度（同法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。）がこの条例の施行の日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。）における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等（改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第2項第1号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。）に関する改正後の佐倉市手数料条例別表第1の40の項及び41の項の規定の適用については、同表40の項中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ若しくは第63条第3項第6号若しくは第7号

ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「改正法」という。）附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第68条の69第3項第6号又は第7号ロ」と、同表41の項中「租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ」とあるのは「改正法附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の69第3項第5号イ又は第7号イ」とする。